

第1章

民法の基本原則と全体像



過去10年の出題分析

↓テキスト項目	出題年→	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
第1章全体		●									
1 民法の基本原則		●									
2 民法の全体像											

※出題されている年度に●を記入しています。

1 民法の基本原則

民法の根底にある3つの考え方を理解しましょう

学習時間 20分



その趣旨は？

信義則や権利濫用の禁止は、民法の他の条文では救えない人たちの権利や利益を守るための最後の砦です。特に、契約前の段階での理不尽な行為や、不当な立ち退きといった場面でよく使われます。

参考

ヨーロッパでこの発想が生まれました。当初は契約関係に入った後のルールでしたが、その後拡張され、現在は契約関係にない関係であっても適用されるようになっています。また、義務の履行だけでなく、権利の主張の段階でも適用されます。

契約締結交渉中の一
方の当事者が契約交
渉を打ち切ったとし
ても、契約締結に至
らない契約準備段階
である以上、損害賠償
責任が発生すること
はない。

2006(×)

準備段階であっても、
信義則上、損害賠償義
務を負うことがありま
す。

民法1条には、1項に「公共の福祉」、2項に「信義則^{しんぎそく}」、3項に「権利濫用禁止^{けんりらんようきんし}」が定められています。土台となる法律には、このようにとても曖昧な条文があったりします。これを一般規定と呼び、その法律を使う際の指導原則となります。ちなみに、この規定は、昭和22年の改正で追加されたものです。日本国憲法12条の公共の福祉の規定や同29条の私有財産に関する規定に対応して定められました。

(1) 公共の福祉～自分勝手は許されません

民法の最初に書かれている規定は「私権は、公共の福祉に適合しなければならない。」というものです。あまり実益のない規定とされています。

(2) 信義則～契約締結前も節度ある行動が必要です

契約等の関係に入った者は、相互に相手方の信頼を裏切らないように誠実に行動しなければならないという原則をいいます。

この信義則はあらゆる場面であらゆる形で現れます。たとえば、不動産取引の場面では、建物を無断転貸した場合における契約解除の制約原理が信義則から生まれた判例理論とされています。つまり、無断転貸したという事実だけでは賃貸借契約は解除できず、その無断転貸が契約当事者間の信頼関係を破綻する程度の状態に陥って初めて契約の解除ができるとする理論です。これは民法の条文には定めがありません。信義則という一般規定の解釈から生まれるものといわれています。

(3) 権利濫用の禁止～権利行使にも限界がある

外形上は正当な権利行使のように見えても、具体的実質的に見ると権利の社会性に反する場合は、権利の濫用として、効力を持たないとする理論があります(権利濫用の禁止)。判例は時効が完成した後に弁済し、後に消滅時効を主張し弁済した金銭の返還請求することは権利濫用にあたると判断するものが少なくありません(同時に信義則にも反するとするものもあります)。